

Q1 仮報告(TEL)が必要な事故とは？

下記を想定しています。

- (1) **当事者の死亡、または生命に関わる重大事故**
老衰など第三者の責に帰さない原因で死亡した場合は除く。
- (2) **介護サービスの提供に重大な支障をきたす可能性がある**
感染症の急拡大など継続的な介護サービスの提供が困難と予想される場合
天災や地震などによって事業所が損壊した場合
- (3) **当事者と係争等が生じている（生じる可能性が高い）**
当事者または家族から損害賠償を請求されている場合や苦情が寄せられている場合
職員による窃盗など警察等第三者から保険者への照会が予定される場合
- (4) **その他管理者が必要と認めた場合**

Q2 誤与薬等による事故報告が必要な事例とは？

必要

- **他者の薬の誤与薬**
重大な健康被害が生じた場合は仮報告も必要
- **本人の薬の飲ませ忘れ/服用するタイミングの誤り**

不要

- **本人による落葉**
職員の過失がなく、健康被害がない場合に限る
- **落葉を発見したが誰の薬かわからない**

Q3 離設・行方不明等による事故報告が必要な事例とは？

必要

- **警察へ届け出た**
- **医療機関を受診した**

不要

- **すぐに発見し、心身ともに健康被害が見られない**
施設内のヒヤリハットとして再発防止に努めること

Q4

転倒・転落等による事故報告が必要な事例とは？

必要

- 身体的被害が極めて大きい
仮報告（TEL）も行うこと
- 医療機関を受診し治療行為が発生した
鎮痛剤や湿布などの処方も含む

不要

- 医療機関を受診したが検査のみ
検査の結果異常がなく治療行為が生じない場合
- 職員による経過観察／往診医へ電話相談のみ
明白な健康被害が見られない場合に限る

Q5

新型コロナウイルスにかかる事故報告の取扱いは？

令和5年11月からは原則 **不要** です。

ただし集団発生によって継続的なサービス提供が困難と予想される場合は仮報告（TEL）および事故報告の提出が必要です。
また、保健所への報告については介護サービスにかかる事故報告とは取扱いが異なるため、別添事務連絡を参照ください。

Q6

デイサービス利用中に体調不良となったが、静養室で休んだところ回復した

原則 **不要** です。

ただし介護サービス提供に起因する体調不良の場合は事故報告書を提出してください。

Q7

ヘルパーが自宅を掃除していたところ掃除機を壊してしまった

原則 **必要** です。（経済的損失）

当事者から苦情の訴えや賠償請求などのトラブルがなかったとしても事故報告書を提出してください。